

会議録

会議の名称	平成 21 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 22 年 1 月 15 日（金曜日）19 時 00 分から 21 時 22 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	（出席委員）横山委員、前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田（秀）委員、石田委員、植松委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、澤田委員 （欠席委員）玉置委員、新倉委員、松川委員、廣川委員 （事務局）市民部長 栗山、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、国保加入係長 昆野、国保加入係副主幹 新井、国保給付係主査 貫井
議題	1 平成 22 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 国民健康保険決算の推移 資料 2 平成 21 年度当初予算における国民健康保険事業特別会計の 26 市繰入金及び被保険者 1 人当たり額の状況 資料 3 平成 19～22 年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕 資料 4 平成 21 年度国民健康保険税（料）率等の状況 資料 5 保険料率の軽減について
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>清水会長： 平成 21 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会を始めます。 本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。 玉置委員、新倉委員、松川委員、廣川委員からは事前に欠席の御連絡いただいています。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長： 本日の会議録署名委員は、いつものように名簿の順で、村田秀夫委員と石田委員にお願いしたい。</p> <p>事務局： 傍聴希望者の確認（希望者なし）</p>	

3. 議題

(1) 平成 22 年度 国民健康保険料の見直し

清水会長：

それでは、平成 22 年度国民健康保険料の見直しということで、本日、資料を御用意していただきましたので、まず資料の説明をしていただいて、その後、御質問を受けようと思えます。

事務局：

事務局 資料確認

資料 1「国民健康保険決算の推移」、繰入金の状況のわかるものという資料要求がありましたので、決算の状況と合わせて作成しました。この表は、平成 15 年度から 20 年度までは決算に基づいた数値を記載。21 年度は、当初予算の予算額で計上。上段は歳入、歳出、差引状況で、歳入歳出の合計額を記載。表の中段が繰入金の状況。繰入金は、法定内繰入と赤字補てん分ということで繰り入れられているその他繰入金があります。その他繰入金は、平成 15 年度の繰入状況は 17 億 8,507 万 8,000 円。16 年度、17 年度も同額で、18 年度に 18 億 6,500 万円、19 年度が 18 億 8,900 万円、20 年度が 14 億 5,901 万 5,000 円という決算状況でした。21 年度においては 18 億 9,737 万 3,000 円を予算計上しています。

中段の、囲ってある表が年間平均被保険者数及び被保険者 1 人当たり単価で、その他繰入金を年間の平均被保険者数で割り戻して、1 人当たり幾らぐらいになるかということで作成しています。15 年度においては 1 人当たり単価 2 万 5,747 円、16 年度は 2 万 5,238 円、17 年度は 2 万 5,084 円、18 年度は 2 万 6,160 円、19 年度は 2 万 6,819 円。20 年度はその他繰入金の総額は下がっていますが、被保険者数が 7 万 436 人から 5 万 6,197 人に減っています。これは、20 年度の医療制度改革により、75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移られた影響です。したがって、総額は下がっているが、1 人当たり単価に直すと 2 万 5,963 円となる。21 年度の予算計上では、1 人当たり単価は 3 万 4,951 円となっています。

下段の表です。条例改正は、4 方式である所得割、資産割、均等割、平等割の料率の推移を記載。あわせて限度額の状況を一覧表にした。上段の は料率または限度額を改定した年度で、改定した項目に*をつけています。21 年度は所得割 5.2%、資産割 15%、均等割 2 万円、平等割 9,300 円、限度額は 56 万円という状況です。前回の協議会で説明しましたが、20 年度からは、料率が 3 本立てになり、従来 1 本で医療分として賦課していた料率を医療分と後期高齢者支援金分に分けています。この表の記載に際しては、20 年度、21 年度は、賦課方式が変わっているが、従来の医療分という扱いで見やすくするため、医療分と後期高齢者支援金分を合わせた料率で記載しています。

続いて、資料 2「平成 21 年度当初予算における国民健康保険事業特別会計の 26 市繰入金及び被保険者 1 人当たり額の状況」です。上段の 3.被保険者 1 人当たり額、最下段に 26 市の平均が出ています。26 市の平均は 2 万 8,526 円となっています。西東京市は 3 万 4,951

円です。西東京市は 26 市の中で 5 番目に高い状況になっています。

平成 21 年度の予算状況としては 18 億 9,737 万 3,000 円を繰り入れる予定です。

「西東京市財政白書」27 ページに、国民健康保険の繰出金について記載された文書がありますので御紹介させていただきます。「市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金」という見出しです。この内容を読ませていただきます。

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です（特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります）。平成 20 年度は、公営企業は下水道事業や介護サービス事業など、公営事業は国民健康保険事業、介護保険事業など、合計で 8 事業が該当しました。

これらの各公営企業会計・公営事業会計内においては、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るべきですが、特に国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入でまかない切れず、普通会計から多額の繰出金を支出し、赤字補てんを行っています。繰出金のうち、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補てんするお金（例えば下水道事業では、雨水の処理など利用者負担に馴染まない経費）を基準内繰出金といい、それ以外の理由で補てんするお金（赤字補てん）を基準外繰出金といいます。

国民健康保険事業会計（公営事業会計）の被保険者 1 人当たりの赤字補てん繰出金は 2 万 5,304 円で、後期高齢者医療制度の開始により大きく減少したものの、都内 26 市平均の 2 万 4,927 円を上回っており、26 市中 12 番目に多い金額です。このことから、西東京市地域経営戦略プランでは、保険料の見直しを図っていくこととしています。

続きまして、29 ページ「平成 20 年度決算にみる経常収支比率への影響」という見出しです。

前述のとおり、国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補てんが行われています。国民健康保険料・下水道使用料については近年見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただいていたところですが、いまだに多額の赤字補てんは継続しています。この経費については、維持管理経費の適正化はもちろんのこと、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定するなどの事業の見直しを行わない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。

試みに、これらの基準外繰出金（赤字補てん）を経常経費充当一般財源に加算し、経常収支比率を算出したものが下表です。

ということで、この中の表を見ていただきますと、西東京市と都内の類似団体平均、あと参考に都内 26 市平均という形で、経常収支比率に戻した場合の表が記載されています。経常収支比率は、100%を超えるということは、通常一般財源として新たに事業展開を行うときにどの程度、市の財政状況によって事業展開ができるのかということで比較される収支比率で、西東京市の場合、16 年度は 102.0%で 100%を超えている状況です。それに比べて都内の類似団体の平均では 95.9、都内 26 市平均では 97.9 という状況で、16 年度

からは西東京市の経常収支比率としてはかなり悪い状況になってきているということです。

財政白書では、このような形でとらえているところです。市全体の20年度決算についての白書ですが、参考に後日お読みいただければ幸いです。

資料3「平成19年度～22年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕」の状況を表にしたものです。

初めのページが医療分に当たります。この表は上段の枠の中に歳出を記載しています。下段が歳入となります。最下段が収支差引額という記載となっています。19年度から20年度については決算額を記載しています。歳出の各項目に合わせて決算額を記載しました。21年度は、現在の実績及び今後の推計を合わせて21年度の決算見込額を算出しています。22年度も同じように、22年度の予算としてどのくらい必要なかというの見込み、計上しています。

歳出は、保険給付費、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、共同事業拠出金、保健事業費等の項目があります。この中で保険給付費について、療養給付から一般の方の結核・精神医療給付金までの項目が記載されていますが、療養給付費が一番多額の予算です。こちらについては、21年度の推計として97億8,932万4,000円を見込んでいます。右欄の備考欄、伸び率は2.1%、これは額の対比として2.1%の伸びですが、1人当たり医療費として見た場合の伸びとしては、21年度の1人当たりの療養給付費額として18万3,840円を見込み、22年度は4%ほどの伸び率を掛けて19万1,194円と見込んでいます。この単価をもとに被保険者数の推移から出した被保険者数に掛けて97億8,932万4,000円という推計を出しています。

各項目について現在の21年度の状況から22年度の推計数値を計上しました。

歳出額の合計欄(B)については、22年度は130億7,828万7,000円。この歳出見込額に対して下段では歳入を見込んだところです。項目としては、保険料、国負担金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、都支出金、共同事業交付金、法定繰入金、その他繰入金、繰越金で合計額を算出する推計を立てています。

この中で、1.保険料は、21年度決算見込みとして24億2,718万291円を見込んでいます。22年度の見込みの推計に際しては、給与所得者の方の伸びが今厳しい状況で、22年度は給与所得者の方の伸びをマイナス4.3%と見込んでいます。それとあわせて、被保険者数が現在伸びていませんので、こちらについても減を見込むという手法で、21年度の賦課状況の中から算出を行っています。22年度の保険料としては24億1,926万3,000円を見込んでいるところです。

国負担金、療養給付費等交付金等については、先ほどの歳出状況の中で国の負担する割合を用いて算出を行っています。

4.前期高齢者交付金欄をご覧ください。前期高齢者交付金については、平成20年度に退職者医療制度が廃止となり、65歳以上の方が一般の被保険者となりました。この制度改正に伴いまして新たに前期高齢者65から74歳の方に対して、各保険に加入されている加入

率割合をもとに全国的に健保組合、共済組合等の医療保険者が、65歳以上の方の医療費を支え合うという財政調整が行われることとなりました。前期高齢者交付金制度です。20年度においては37億5,352万5,732円という決算数値です。21年度の、現在見込まれている数値が29億1,223万8,992円です。20年度決算に比べても21年度はかなり金額として落ちている状況です。こちらの20年度、21年度については概算交付となります。概算交付を受けまして、それを2年後に精算を行う方式になっています。37億5,352万5,732円の交付を受けているわけですが、20年度の精算額として8億4,849万5,168円が減額となるということで、国から係数が先日示されたところでした。それとあわせて、備考欄で概算交付額33億6,306万1,657円は22年度に交付されるという額です。したがって、精算方式としては相殺となり、概算交付額から精算額を差し引いた額の交付を受けるということになります。22年度の予算見込額欄に記載した25億1,456万6,489円が差し引きされた額です。21年度に比べて3億9,767万2,503円の減となっています。

今回、この推計をするに当たりましては、その他繰入金欄ですが、21年度決算見込みとして18億172万4,717円、それに比べて22年度は18億9,737万3,000円と9,564万8,283円ほど増えているようですが、次ページ「後期高齢者支援金等」の中ほどの歳入欄で、一般会計繰入金（その他）の欄の21年度決算見込みが先ほど申し上げました9,564万8,283円ということで、その他の繰入金について21年度は医療分と合わせて不足する後期高齢者支援金等分の方に振り分けていますが、後ほど御説明します後期高齢者支援金の方で22年度の見込みでは、歳出額が下がった影響があり、その他の繰り入れを必要としない状況がありましたので、医療分の方に全額、21年度並みの繰入金を入れるということで推計しました。

歳入の見込額合計としては124億933万3,867円を見込んでいるところです。したがって、この歳入額に対して先ほどの歳出額が130億7,828万7,000円ですので、こちらの差し引きを行いますと、6億6,895万3,133円ほど不足が見込まれる状況です。

引き続きまして、次ページの先ほどの「後期高齢者支援金等」について御説明させていただきます。

上段が歳出、中段が歳入、差し引きを行いまして下段で保険料という記載をしております。20年度の制度改正によって後期高齢者医療制度が創設されました。後期高齢者の方への支援を行うということで歳出を計上しているところです。後期高齢者支援金等の納付額としては、20年度決算で21億8,070万2,354円でした。21年度現在の決算見込みでは23億7,815万389円となっています。こちらについても2年後に概算で納付した額の精算を行うというルールになっています。22年度にその精算行為を行うということです。それとあわせて、22年度としての納付額が決められています。概算納付額から精算額を引いた22年度の見込みとしては21億8,710万1,000円を見込んだところです。それに伴う歳入について、療養給付費負担金、調整交付金、都道府県調整交付金、退職被保険者等支援金等相当額を入れてあります。前期高齢者交付金についても同様に、後期高齢者支援金分としての交付額を見込んでいるところです。

歳入の合計としては、22年度は15億1,962万4,388円を見込んでいます。したがって、保険料で賄わなければならない部分としては6億6,747万6,612円となります。この保険料部分で賄う部分について、現在の賦課状況から算出しますと、保険料としての徴収できる額としては6億5,158万円を見込んでいます。その下、軽減分ということで3,498万3,180円を計上しています。この軽減分というのは、低所得者対策として6割軽減、4割軽減割合が定められていますが、その軽減額については一般会計から法定内繰入れということで繰り入れを行なうルールになっています。保険料としての徴収は6億5,158万円を見込み、一般会計からその軽減分の繰り入れを行うことで3,498万3,180円、合わせて6億8,656万3,180円の保険料相当分の見込みを立てている。差引額として6億6,747万6,612円ですので、最下段のところで記載してあるように、現在の保険料率でも1,908万6,568円の余裕があると見ています。

もう一つの賦課をしています介護納付金等についてです。こちらについては、介護納付金として歳入を見込んだ22年度の額としては9億2,223万6,000円を見込んでいます。先ほどと同様に、療養給付費負担金等の歳入項目を負担率に合わせて見込みを立てています。

この中で歳入の2段目です。介護従事者処遇改善特例交付金は、21年度決算見込みに1,444万4,554円と記載しています。これには、介護従事者の方の処遇改善が必要であるということで、介護サービスに関する報酬改定を行っています。21年度の改定を行っているところですが、それにより当然納付金額が引き上がることとなります。そうすると、保険料が引き上がることになるため保険料の引き上げの緩和措置として国が新たに設けた特例交付金です。21年度に1,444万4,554円、22年度は半額となるが758万3,391円が見込まれます。

歳入の22年度の見込みは4億2,212万2,408円です。差引額としては5億11万3,592円となります。現在の料率で保険料として徴収が可能な額は4億5,810万5,000円。先ほどと同様に、軽減分として一般会計から繰り入れが可能な額は3,363万720円。合わせて、4億9,173万5,720円を見込んでいます。これと差引額と見比べると、837万7,872円が不足するという状況です。

以上、22年度の推計を行った結果としては、医療分は6億6,895万3,133円ほど不足額が生じ、後期高齢者支援金等は逆に1,908万6,568円ほど余裕があるという状況、介護納付金については837万7,872円ほど不足が見込まれるという状況です。

続いて資料4です。資料4は「平成21年度国民健康保険税(料)率等の状況」という表です。2枚目が特別区の状況です。特別区については住民税方式と申しまして、住民税額に対しての割合を掛けて算出を行います。

26市においては、所得割率は武蔵野市は「市町村民税所得割方式」を採用し、そのほかは「旧ただし書き方式」を採用ということで、26市の中で武蔵野市については独自の賦課方式を行っていますので、表の見比べの中では25市については同様な扱い、そのほかの町村についても西東京市と見比べは同様にできますが、ベースとなる計算式が違う点があります。こちらの表は参考に配らせていただきました。

資料 5 は「保険料率の軽減について」で、低所得者の方に対する軽減措置です。その軽減を行った軽減額については一般会計から繰入れを行うルールになっています。軽減について御説明させていただきます。

上段の表が現行料率、こちらが 6・4 割軽減の例です。左に記載しています「医」と書いてあるのは医療分です。医療分の平等割、2 段目が医療分の均等割、3 段目が後期高齢者の支援金の均等割、小計、及び介護保険の均等割ということです。軽減ができる項目としては、応能割、応益割ということで分かれていて、所得割、資産割は応能割です。それに対して、応益割である平等割、均等割についてのみ軽減がかけられることになっています。医療分の平等割は 9,300 円です。同様に医療分の均等割は 1 万 4,700 円、後期高齢者の支援金等に関する均等割は 5,300 円、小計として 2 万 9,300 円。介護納付金に関する均等割は 1 万 5,100 円です。小計で括った部分の介護の納付金は 40 歳から 65 歳未満の方が介護納付金の賦課対象になります。医療分、後期高齢者支援分は全員の方、0 歳から 74 歳未満の方、加入されている方全員にかかる部分と御理解をいただきたいと思います。現行の料率では合計額は 4 万 4,400 円で、40 歳から 65 歳未満の方については 4 万 4,400 円となります。この料率で 6 割軽減を行った場合、合計額欄のとおり 2 万 6,640 円が軽減額になり、御本人が納める納付額は 1 万 7,760 円となります。4 割軽減を行った場合は、1 万 7,760 円が軽減額、納付額 2 万 6,640 円ということになります。

下段の医療分均等割 1 万円増 (7・5・2 割軽減) という欄ですが、こちらについては、仮に医療分の均等割を現行料率に 1 万円プラス加算した場合ということでの記載をしています。医療分平等割は 9,300 円で、均等割を 1 万円加算して 2 万 4,700 円として、合計額では 1 万円プラスの 5 万 4,400 円となります。こちらの表でお示ししているのは 6・4 割軽減で現在軽減を行っているところですが、現在、国で検討されており、この軽減幅を拡大することが 22 年度は予定されています。7・5・2 割軽減は、従来は、応益割合が 45% から 55% の医療保険者は 7・5・2 割軽減が適用できるという扱いでした。法改正を行い、この応益割合率を問わない扱いになるという情報が今来ています。したがって、仮に 1 万円、医療均等割分を引き上げた場合はどのようになるのかということで作成した表です。7 割軽減ですので、合計欄の 3 万 8,080 円が減額となり、納付される金額は 1 万 6,320 円となります。5 割軽減の方については、2 万 7,200 円の減額を行い、納付額としては同額の 2 万 7,200 円ということです。このような形で、従来 6 割軽減を受けられる方が 7 割軽減を受け、4 割軽減の方が 5 割軽減を受けられるということにプラスしまして、新たに 2 割軽減を受けられる方が出てくることとなります。2 割軽減については 1 万 880 円の軽減額ですので納付額としては 4 万 3,520 円ということです。

*をつけておりますものが、7 割軽減、従来の 6 割軽減の方が 7 割軽減の対象になるのですけれども、その方については所得が 33 万円以下の方が対象となります。従来 4 割軽減の方は、所得が 33 万円 + 24 万 5,000 円を、その世帯の方に掛けて算出を行うということです。2 割軽減の新たな対象者となる方は所得が 33 万円 + 世帯員人数 × 35 万円を足した額以下の方ということになります。

2枚目のA3版の表です。「所得別・世帯別 保険料軽減額表」という形で取りまとめてみました。所得欄、1人世帯、2人世帯、3人世帯……8人世帯を想定しまして、どのような階層の方が軽減を受けられるのかというような表となっています。

給与所得でいえば98万円、年金収入の方は控除額が違いますので65歳未満の方は103万円、65歳以上の方は153万円、こちらの方が所得としては33万円ということになります。この33万円以下の方が現在の6割軽減の対象者となります。7割軽減を取り入れれば7割軽減の対象ということになります。

2段目ですが、98万1,000円の給与所得者のケースと、年金収入では65歳未満の方は103万1,000円、65歳以上の方は153万1,000円ということで想定しますと、所得が33万1,000円となり、33万円を超える状況になりますので、世帯員人数に関係なく対象にならないという状況ですが、2人世帯であれば先ほどの構成人員を加算するということができ、所得の欄、上段から4列目に書いてありますように、2人世帯の方は現在の4割の対象、57万5,000円の所得を想定し、2人世帯ですとここが軽減を受けられるラインとなります。したがって、家族構成世帯によって受けられる所得階層の方が変わってまいります。

グレーに網掛けをされている部分、階段状になっていますが、こちらが、現在の4割軽減を受けられる方になります。新たに2割軽減を受けられる階層としては、太い帯状のラインを引いているところがありますが、1人世帯で見ますと、先ほどの所得33万1,000円ということで33万円を超えられた1人世帯の方が2割軽減を採用しますと軽減を受けられるようになるということで、1人の場合、所得68万円までの方が対象となります。このような形で2割軽減の対象世帯について、帯状のラインを引いているところが2割軽減の対象とご覧いただければと思います。

資料については説明を終わらせていただきますが、資料3に戻り、22年度の推計を行いますと、後期高齢者支援金は現在の料率で間に合っている状況。介護納付金は21年度決算見込みにおいて526万9,000円ほどの繰り越しが現在見込まれています。22年度では837万7,000円ほどの不足を見込んでいるところではありますが、21年度の決算状況によってある程度カバーができると考えています。このような状況ですので、後期高齢者支援金並びに介護納付金の料率については現行のままで間に合うと事務局では判断しているところです。しかし、医療分については6億6,895万3,000円ほど不足が見込まれている状況ですので、こちらについて料率の改定を御検討いただきたいと考えています。

額が多額ですので、長の方に、このような状況であるという報告を先日させていただきました。その中で、長の方も、全額を加入者の方に賦課することはなかなかできないという判断です。市も、22年度の一般会計、その他の特別会計についても現在予算編成を行っているところです。市の税収等もかなり減額の見込みをしなければいけないという状況もあります。そのような中ではありますが、全額を保険料に転嫁することは難しいだろうという判断をしていただきまして、市の方から、その他繰入金を不足額の2分の1程度増やす考えがあるので、保険料の方で2分の1を料率改定の中で検討していただきたいということです。したがって、3億4,000万円から5,000万円ほどを保険料の中で賄わなければな

らないという状況です。

現在、4方式を使っていますので、その中でどのような形で加入者の方に保険料を負担していただくのかということをお検討していただくために、参考としてA4版の「平成22年度医療分保険料検討メモ」を配らせていただいています。金額を推計するに当たっての設定要件としては、平等割9,300円、均等割1万4,700円、所得割4%、資産割15%、賦課限度額44万円が現行の料率ですが、平成21年度医療分保険料データをもとに、給与所得はマイナス4.3%の伸びとし、軽減割合は6割・4割軽減で試算した表です。現行料率で6割・4割を先ほどの設定条件で計算しますと、保険料額としては24億1,926万3,993円、軽減額1億4,897万9,790円、合わせて25億6,824万3,783円が見込まれます。この現行に対して、賦課限度額、現在の44万円を仮に限度額だけを上げた場合、影響額としては、限度額を3万円上げることによって1,647万1,337円の増となります。均等割を1万円引き上げ、1万4,700円を2万4,700円とした場合の影響は4億4,414万538円ほど見込まれます。所得割は現行料率が4.0%で、これを0.5%引き上げた場合の影響は1億5,625万5,055円ほどが見込まれる状況です。

資産割額0%で想定した場合は、従来から資産割については協議会でも課題として検討していただいている経過があります。資産割については、資産をお持ちの方は市の方で固定資産税という形で税を納めていただいています。その同じ資産に対して国民健康保険料の算定基礎の中で資産割として料率を掛けさせていただきまして、現在、資産割としての賦課で賄っているという状況はあります。西東京市では4方式ですが、26市及び特別区の状況の中では、特別区は2方式を採用している状況です。26市の中でも資産割を廃止しているところも増えていきます。2方式に移行している状況もございます。西東京市の場合は後期高齢者支援金並びに介護納付金については2方式で所得割と均等割にしているところですが、従来からの経過で医療分について基礎賦課額は4方式を採用している経過があります。資産割を仮になくした場合の影響がどの程度あるのかということで参考に出させていただいたものです。資産割をなくした場合は1億2,955万8,885円が減収という状況です。

検討していただくポイントとして簡単にまとめております。

1のポイントとしては、賦課限度額を引き上げるかどうかということです。法で定められた限度額との差が現在生じています。平成20年度に法改正があり、現在の限度額の上限は47万円となっています。国では22年度に向けて改正を今予定しています。こちらが50万円ということです。したがって、現在44万円を採用していますので、仮にこのまま据え置きにした場合、22年度の法改正による50万円と6万円の差が開いてしまうということです。この賦課限度額を引き上げることの国の議論の中には、この限度額を引き上げることで中間所得層の負担軽減を行うという考えで、旧の政府管掌保険、現在、協会健保にかわっているわけですが、こちらの賦課限度額が今82万円ほどになっています。国の考えとしては、協会健保並みに引き上げていくという考えがあり、今後もこの限度額については引き上がっていくと認識しています。

2のポイントとしては、軽減割合を現在の6割4割の軽減から7割5割2割の軽減に変

更するのかということです。22年度に応益割合に関係なく選択できるように現在国が動いています。この応益部分を上げて低所得者への影響を抑えることができるというメリットがあります。仮に1万円引き上げても、7割軽減に引き上げることによって低所得者の方についての軽減が図られるというメリットがあります。それとあわせて、新たに2割の軽減がかかる世帯が増える状況です。先ほど応益部分、均等割を仮に1万円引き上げた例を見ていただきましたが、1万円程度上げて、この7割5割2割を採用しないという場合は、仮に5,000円で7割5割2割を軽減した場合は、現在の保険料より引き下がってしまう所得階層の方が出てくるという状況です。

3のポイントとしては、料率の変更をどのようにするかということです。応益割合は現行では36.8%という状況です。従来はこれを45%から55%の間にしないと7・5・2は使えませんでしたが、これが緩和されるという状況です。現在の36.8%ということは、所得及び資産をお持ちの方に現在の保険料は比重が応能割合の方にかかっている状況で、所得のある方に御負担をいただいているということです。応益部分の引き上げは、全員の方に影響があり、公平に負担していただけることとなります。資産割の扱いについて縮小または廃止とし、所得割、平等割、均等割の3方式とするかということになります。

想定パターンとして、仮の例です。1.として、均等割1万円上げ、資産割を廃止する場合は、3億1,458万1,653円の増収が見込まれます。

2.として、均等割1万円上げ、所得割を0.3%引き下げるといった扱いをした場合は、3億5,038万7,505円の増収が見込まれますが、軽減を受ける所得階層が切れる部分の方の負担は、均等割の引き上げだけでは1万円引き上げれば1万円の影響が出るということです。ある程度所得階層の状況を見て所得割の方を幾らかでも引き下げれば、均等割の引き上げが多少とも薄れるということで、所得割を引き下げるといった案もあるということです。

3.として、所得割1%程度引き上げた場合で3億1,251万110円の収入増が見込めるわけですが、所得割に現在比重が大きくかかっている状況に、さらに追加する形になる。所得のある方、応能の高い方に負担がかかるということになります。

4.として、均等割を仮に7,500円程度引き上げた場合には、全員の方の負担となり、3億3,310万5,404円の額が見込まれます。

5.として、均等割を4,000円上げ、所得割を0.5%程度引き上げるという考えです。こちらについても3億3,391万1,270円ほど見込まれます。

6.として、均等割を6,500円上げ、所得割を0.5%引き上げ、資産割を廃止したケースを想定すると、3億1,538万7,520円の額が見込まれます。

7.として、所得割を1.5%引き上げ、資産割を廃止した場合で、3億3,920万6,280円の増額。

8.として、均等割を2,500円引き上げ、所得割を0.75%引き上げ、資産割を10%に引き下げた場合で、3億223万1,422円の増額となります。

このようにいろいろなパターンが想定されるということです。

軽減割合によって低所得者の方の負担等も変わってきます。また、限度額の増額は考慮せずこの想定パターンの金額を算出しており、協議会としての御意見を伺った上で、さらに詳細な予測数値を立てて、次回の協議会にお示ししたいと事務局では考えていますので、どのような形で想定を行うのかの方針を本日決めていただければありがたいと思っています。

清水会長：

最後のところで、平成 22 年度の医療分の保険料の見直しということで、こういう形が考えられるのではないかとことを示していただきました。

御質問がありましたらお願いします。

石田委員：

資料 1 ですが、年間の被保険者 1 人当たり単価が平成 20 年度 2 万 5,963 円で、平成 21 年度は 3 万 4,951 円と、上がっているのですけれども、実際の保険者数は下がっていますよね。この上がりぐあいはどういう理由があるのかということと、その下の条例改正は、20 年度と 21 年度は同じですね。

もう 1 点は、国民保険の未加入者はどのくらいいらっしゃるのか。その未収入のお金がどのくらいあるか、わかれば教えていただけますか。

事務局：

平成 20 年度の年間被保険者数が 5 万 6,197 人ということです。これは 75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移られた影響で減っています。この数値をもとに、その他繰入金の決算額 14 億 5,901 万 5,000 円を割り戻して単価を出しています。西東京市は、加入者数が微減という状況がずっと続いています。平均被保険者数の増加は見込めない状況がありましたので、この予算を 21 年度に御審議いただくときに用いているのが 5 万 4,286 人程度ということで見込みを立てました。その他一般会計からの繰入金は 18 億 9,737 万 3,000 円で、当初予算比でいいますと、20 年度が 1 億円くらい低かった。21 年度の保険料率の御審議をいただくときに前期高齢者交付金額が前年の 20 年度に比べて下がっているという状況がありました。新たにできた財政調整制度ですので、今後の動きを見ないで、そのまま保険料に反映させた場合どうなるのかという御意見もいただいたものですから、繰入金を 1 億円ほど増額して予算を組んで、料率改定は行わなかったという経過があります。また、皆さん御存じのように、アメリカのリーマンショック以降、世界同時不況がちょうど 1 年前、言われていた状況もありました。そのような状況でしたので、経済状況も厳しい中で推計自体が今後の歳入見込みが本当に見込まれるのかどうかという話もあり、保険料率については改定を行わなかったということです。そのようなことで単価的に 1 人当たりの単価としてはかなり引き上がっているという状況です。

前川委員：

単価というのは単純に保険者数と赤字補てん分で割っただけ。

事務局：

1人当たりに直したときにどうなのかという。

前川委員：

単価というか、これは保険の単価ではなくて、赤字補てん分の……。

事務局：

1人当たり額です。

前川委員：

1人当たりの赤字補てん分ということ。

石田委員：

未加入者がどのくらいいて、その未収金がどのくらいあるのかというのはわかりますか。

事務局：

未加入者というのは。

石田委員：

国民保険に入らない人。

前川委員：

というか、加入者で払っていない方ということですね。

石田委員：

加入者の中で払っていない人と、未加入者です。払っていない方がいらっしやるでしょう。

事務局：

国民皆保険制度ですから何らかの保険には入らなければいけないことになります。

石田委員：

でも、入れない人がいるのではないですか。

事務局：

ただ、入れない方のデータというのは、市の方で、市民の方がどの保険に加入されているというデータ自体がないです。ですから、それはデータとしてはありません。

石田委員：

そうしたら、未収入金はどのくらいですか。

事務局：

未収入金は、20年度の決算状況ですが、20年度に賦課したもののの中で4億8,500万円ほどです。

石田委員：

ずっとたどると12億円。累積にすると12億円。

事務局：

それと、滞納繰越分がかなりあります。

石田委員：

それが12億円ということ。

事務局：

それが、7億7,100万円ほどありますので、合わせて12億5,600万円ほどになります。

石田委員：

では、毎年4億円ぐらいずつは未収入金が出ているということですね。

これに関する収入の目安はないということですね。

事務局：

例年、93%の徴収率ということで、この保険料の推計、保険料の料率改定の検討用の資料として御提示させていただいていますが、資料3として、歳入欄の保険料の右欄の備考欄を見ていただきますと、調定額では26億円ほど調定を見込んでいて、それに収入割合、これは徴収率ですが93%を見込んでいる状況です。先日の決算の報告をさせていただきましたように、実際、徴収できているのが88%ほどです。そうすると、残り5%、過大ではないかという御意見が当然出てくるわけです。こちらについては、滞納部分ということで繰り越してきているものを徴収しています。こちらで賄うとちょうど93%ぐらいに当たる保険料額が徴収できている状況ですので、ここに新たにまた滞納分を加えてしまうと、徴収できる保険料額が過大になってしまうということで、従来から、調定見込額に93%を掛けた額でお示しさせていただいているということです。

前川委員：

毎年4億8,000万円ほど未収があるけれども、過年度の分で1億3,000万円ぐらいは徴収ができていますということですか。

事務局：

そうですね。回収していると。

前川委員：

実質的には4億8,000万円に対して1億3,000万円回収があるから、3億5,000万円だけが差し引きで未収のままということですね。

そうすると、話が飛んでしまってあれなんだけれども、未収分も含めて不足だから、それを保険料にまた跳ね返すというのはちょっと乱暴な感じがする。ただ、その分だけ見て、例えば市が半分ぐらいに収めようかというようにおっしゃっているのかもわからないのですけれども。

事務局：

ここで見込んでいるのは93%ですね。では7%はどうなんだという議論になると思います。これはどこの保険者も同じですが、保険料率の算定の中に入れると、歳入自体は93%しか見込まれていませんから、7%が不足分として出てくるわけです。それに対して保険料改定の中でその基礎額としては見ているということです。それで今おっしゃったように、7%相当を市の方でというお話なのですけれども、市もかなりの額を入れているという状況です。

前川委員：

取れない人もいるわけですよね。

事務局：

こちらとしても努力はしているところなのですが、なかなか徴収できていないと。

前川委員：

それを、払っている人にまた上乘せしていくというのはかなり過酷ですよ。

清水会長：

ただ、健康保険は互助というか、そういう精神のもとだということですからずっと協議しているのです。それで未収の部分を何とか取らないといけないのではないかとということで、何年か前に専門の徴収員制度みたいなものをつくりましたでしょう。

石田委員：

前から問題になっていて、一向に改善されていないみたいなのですね。

清水会長：

多少はしているような話を聞きますけれども。

石田委員：

毎年そのぐらい出ているというのを前から言っていますのでね。

前川委員：

主な原因は何なのですか。所得の低い方はこういう減免措置で抑えている。

石田委員：

それにかかわらず、払わない人がいると。払えない人ももちろんいるのですが、払わない人もいるということもあると思うのですね。

事務局：

国民健康保険料だけではなく、市税等にも滞納があります。市も滞納整理について新たな体制を組むということで組織改正を22年度に行うということで今取り組んでいます。その中で、債権回収対策担当ということで納税課の方に新たに職員配置を行って、資産があるにもかかわらず納めていただけない方について、国民健康保険料の滞納もあわせて調査を行って、資産があれば差し押さえ等を行うという形で、組織としての強化を行うということで今動いています。当然、健康年金課の職員も同様に調査はやっていますが、なかなか限られた中の調査ですので、今の想定では50万円以上の滞納のある方を対象に専門チームをお願いして調査して回収を行うということで取り組みの強化を22年度から行うことにしています。

前川委員：

総額の見込額があって7%未収が発生していて、それに対して強化を図っていくということですが、なかなか大変ですよ。払わない人から取るというのはなかなか大変な作業。そうは言っても、国民健康保険料の全体の資産からいったら、言うならば不良資産が7%あるということですよ。それを例えば、これは1つの考え方としては、市の一般財政で買い取る、7%を、債権を買い取ってもらう、それを補てんしてもらうということが1つあると思います。それはそれで別に、これは一方的な話だからそういうことも考えられるのではないかということなのですが。

もう一つは、ちょっと気になるのが、給付費、要するに診療にかかった費用というのは、

出ていく方のコントロールというのは全くできないのですか。要するに、かかったらかかったままでぶわーっと蛇口を思い切りオープンにしていると。足りないからといって保険料を上げていったら、それはどこかに消えて行ってまた出ていくと。これは非常に難しいとは聞いているのですが。例えば病気したときに、いろいろな人が全部が健康な生活を送るためだということなのだけれども、蛇口を開けっ放しにしたままにおけば、幾ら保険料を上げていってもイタチごっこというか、出ずるもコントロールしないと。どういう程度のものがより文化的で、よりよい生活、健康体なんだということも、中長期的に見通して、どこで、どうコントロールするのかと。今は見ている限りでは開けっ放しですよ。

石田委員：

今の医療情勢というのは、高齢者がこれからどんどんふえていく状況なもので、医療費は当然増額していくと思うんですよ。それをいかに抑えるかというのは、国が医療費削減とかいろいろな方式をやってみたのですが、それでやると医療ががたがたになると。それではだめなんですよ。疾患別にどうしたら医療費削減できるかという基本的な問題をやらないと、ただ医療費削減だけしていったとしても医療がぐちゃぐちゃになるだけで。

前川委員：

大目標としては医療費削減ですよ。

石田委員：

もちろんそうなんですけれども。

前川委員：

だから、その中身の手段の中でおっしゃるように……。

石田委員：

簡単に医療費を削減しただけだと医療崩壊が来る。だから、どういうところに使われて、どこが削減できるか、あと予防がどこにできるかとか、そういう根本的なことからやらないと、小手先なことでもうがたがたになると思います。

前川委員：

だから今気になっているのは、ここで毎年やっていらっしゃるのでしょうかけれども、恐らく何らかの答えを出して、7月から今まで何カ月かあったにもかかわらず、きょうで3回目ですよ。3回の会議で、また何回かやって、この答えを出せという話だけれども、今おっしゃった根本的な問題というのはこの中でも一生懸命議論していかないと、全然出口が見えてこないですよ。

平山委員：

そういう話はいろいろ今までもしてきていると思うのですが、新しい方なのでわかりませんが、そういう話をして、予防するために国民健康保険に入っている方に健康診断してもらって医療費を抑えてもらおうとか、いろいろなことに役所も取り組んでいるのだと思うのですが、それでも、来年度、保険料の方で助けてくれないかという財政面の方で今言われているのだと思うのです。料率の問題はもう何年も前から出ていて、私は23区と同じように2方式にしていった方がいいのではないかといいことを言っていますが、今回、料金の見直しということであれば、そちらの方にできればやっていただければ私はありがたいというのがあります。一遍に資産割をゼロにするというのが難しいのであれば、料率を少し下げてほかのところにそういうものをかけてもらうなりして、保険料の取り方を何年かかけて2方式にかえるなり3方式にかえるなりしていってもらった方が、私はいいのではないかなと思います。

清水会長：

検討メモの方に移っていただいたのですけれども。

平山委員：

これから考えなくてはいけないことなので、そちらの方向で。今言っていることはわかっているのですが、今回決めることはこちらの方だと思うので、今決めなくてはいけないことを目先で考えるのであれば、そういうことにして考えていったらいいのではないのでしょうか。

前川委員：

毎回毎回、目先目先をやっていたのでは進まないですね。毎年やっているんでしょう、目先、目先で。

清水会長：

ただ、国民健康保険運営協議会というものなので、医療費について国がどうのこうのと、そこまでは私たちは検討の……。

前川委員：

検討してはいけないのですか。

清水会長：

いけないのではなくて、そこまではとても行かれないんですよね。それで、この運営協議会でも今のようなお話が出たので、附帯意見として、国にこういうふうにしてほしいということは毎回つけて出しているのですね。

前川委員：

いきなり、国に対してどうこうという話今しているわけではないですよ。今話しているのは、なぜこんなに給付金がたくさん増えていくのだろうと。その中がわからないから納得ができないという話を今したいんですね。風邪引くだけでこんなに金がかかっていくものなのか。

石田委員：

それは、今レセプトをコンピューターで電子化して、そのうち統計が出ると思います。やったばかりなので、すぐには出ない。

前川委員：

その中で納得しないといけない場合がありますよね。こういう病気だからやむを得ないじゃないかと。

石田委員：

それは当然検討していると思いますよ。

前川委員：

そこら辺のところがないと、数字だけ並べられても納得性が全くない。

石田委員：

ただ、現行の医療制度のままやっていけば必ず医療費は年々上がると思います。それは今の医療制度を大幅に変えない限りは、ここで議論しても難しい話で。

村田（馨）委員：

丁寧な説明を1時間以上していただきまして、結局、6億円ぐらい足りないのだと。3億円は市が出すけれども、あとの3億円は保険料で賄えということで、その中身は検討しなさいという、そのような理解でいいのですか。

6億円足りないというのはどうしようもない、上げなければしょうがない、ほかにすべがないということなのですか。その辺がもうひとつ理解できないのですが。

例えばこういう問題を出したときに、3億円足りないのだったら、市会議員だとか特別報酬の方に、3割でもいいから1割でもいいからマイナスにするようにというような勧告は、こういう審議会ではできないのですか。

事務局：

先ほど会長がおっしゃったように、ここは国民健康保険の運営について御審議いただく

場ですので。国民健康保険として独立採算制をやらなければいけないわけです。

村田（磐）委員：

それは市が独立採算でやっているわけでしょう。

事務局：

この保険費用の中で。

村田（磐）委員：

そうすると、市は一切出さないよと言ってもしょうがないということ。

事務局：

公費負担として見ているのは、国と都の割合だけですね。

村田（磐）委員：

そうすると、保険料を上げないようにするには、もうカットして、要するに医療を少し低下させてもいいからそういう方式をとるか、保険料を上げるかという、そういう問題になってくるのですかね。

前川委員：

独立採算制で考えるのであれば、蛇口をどうするのかというところもきっちりと議論していかないと、独立採算制ということにはならない。それをしっかりと検討しないことには。

事務局：

確かに蛇口を閉めない限り歳出はとまりません。ただ、閉める方策が西東京市にあるのかということ。診療報酬についても国が定めて、今審議をやって最終の詰めに入っていますけれども、それについて西東京市は、蛇口が大きいから閉めていって、では閉めましょうということとはできないのです。

村田（磐）委員：

そういう答申をすればいいんでしょう。もちろん極端ですけどもね。

石田委員：

国民皆保険制度というのは今崩壊しつつあるのですよね。国民健康保険のみではやっていけないのですよね。それでどうするかというのは国でやっているのですけれども、それがまだうまくいっていない。いっそのこと保険制度をやめて全部アメリカ式にしようとか、

いろいろな説があるのですけれども、まず日本は国民皆保険制度を続けようという方針でやっていますので、それをやる分にはこの制度を成り立たせないといけない。

村田（磐）委員：
独立採算と言っても、そうは……。

石田委員：
無理なんですよ。それはわかっているんですよ。

村田（磐）委員：
その辺が矛盾しているんだよね。

石田委員：
それでかつ、税収が少ないので税金で賄えない、そういう制度になってきていますので。

村田（磐）委員：
市長の給料は変わらない。

石田委員：
だから、消費税を上げるとかいろいろなことが出てきています。税収がないからまかなえないんですよ。この制度が崩壊しちゃえば、全員自費の診療になってしまうということなんです。それをいかに保たせるかをこの運営協議会でやろうと。

植松委員：
滞納分に戻るのですけれども、市民税の滞納だとたしか金利が14.3%つくと思うのですが、保険料の滞納についての金利も14.3%ということは、12億円の滞納があれば年間1億5,000万円ぐらいつくという。

事務局：
それは理論としては成り立ちますが、それを回収できるかということです。

前川委員：
不良資産だから債権を買い取れという話になってきちゃいますよね。

石田委員：
不良資産ですから回収できないということですよ。

村田（磐）委員：

強制で。

石田委員：

強制しても無理だと思います。

村田（磐）委員：

いやいや、加入しないということが出来るかどうかです。対価を払わなければいいわけでしょう。

前川委員：

だから、保険証を取り上げるという形になりますね。その辺はやっているでしょう。

平山委員：

そういうこともやっていますよね。

石田委員：

保険制度についてのここでの議論はちょっと無理だと思います。ですから、国民健康保険でやるという立場で議論してもらわないと。ちょっと大き過ぎてしまって。

清水会長：

資産割のことが出ましたけれども、本当に毎回毎回、見直し見直しと出されたときに、限度額を上げる。そして限度額を払っている方に勘弁してもらおうか、我慢してもらおうかというような形とか、あるいはまた均等割をもう少し上げて、みんなが負担しようかとかいろいろな方法をやってきて現在に至っているということなのですからけれども、資産割をゼロにするとかいろいろ想定パターンを事務局でつくっていただきましたけれども、その辺をどういうふうに。

石田委員：

ずっと前、2年ぐらい前から出ているのですが、資産割をなくそうという考えはわからないわけでもないのですが、資産割を減らす、なくすという主な根拠をもう少しわかりやすく教えていただければと思います。

清水会長：

皆保険をつくった趣旨が、先ほど事務局からお話ししたように、固定資産税をたくさん払っているというか、農家の方が以前は多かった。その人たちは広い土地を持っているからということで、その人たちに少し助けてもらうおうというようなことで資産割を入れた

ようなんですね。ところが、都市化してきますと、また高齢化してきますと、持っている自分の資産から何も生み出せない、すごく負担ではないかというような話がこの運営協議会にも出てまいりまして、そういうことで資産割はなるべくなくしていこうかということと、ローンを組んで、やっとサラリーマンの方が家屋敷を買ったけれども、それとあわせて資産割に賦課されるのはというようなこともいろいろあって、それも考慮して料率の方式を見直そうかというような今までの協議会の結論で、見直しはできていないのですけれども今年度に至ったということです。

石田委員：

なくそうという方針はあったわけですね。

けれども、なかなかなくなっていないというのは何か理由があったんですか。

事務局：

先ほどの表でお示したように、資産割をなくした場合、1億2,900万円ほどの、まあ1億3,000万円の影響が出るわけです。この保険料の賦課の中でも1億3,000万円が見込まれる財源ですから、これを一気になくした場合、それをどこに求めるのかというのがいつも議論になるのです。先ほどの給与所得は現在のような状況になってくると、逆に前年度の所得より下がるということを見込まなければいけないという状況ですけれども、ある程度固定資産がベースになれば安定した収入が可能になる。

前川委員：

資産評価額に対してですか、税に対してですか。

事務局：

税です。税の15%です。

石田委員：

資産割合はどのくらい変わらないのですか。

事務局：

16年に20%を15%にしました。

石田委員：

そうしたら、ある程度減らしていくのがいいのですけれども、一気にゼロにするというのはどうなんですかね。それは極端過ぎるのではないですか。段階的にやらないと。1億3,000万円のものがゼロになるというのはおかしいですね。減らすのは賛成なんですけれども、一気にゼロというのはどうなのかということですよ。

平山委員：

段階的に減らすしかないのではないかと思いますけれども。

前川委員：

平米で区切れないんですか。持っている所有地の何平米とかいうところで。固定資産税でかけていると、マンションの人は割高な感じがするでしょうね。マンションの固定資産税は高いですよね。生産農地は税金そのものが低減になっているのではないですか。それに対してどうなんですかね。マンションが実際にふえているけれども、マンションの固定資産税というのはやたら高いですね。ああいう人たちは非常に負担感があるでしょうね。

清水会長：

同じですよ。

前川委員：

マンションの固定資産税と木造の戸建ては税金が全然違います。2.5倍ぐらい違う。マンションの方が高い。あれは50~60年もつということだから評価額が高い。めちゃくちゃ高いんですよ。

事務局：

確におっしゃるように、マンションと木造は評価額が違いますので、評価の場合は再建築費という考え方をしていますから、今もう一回建てたら、幾らで建つのかということで評価をして、それが税の対象になっています。当然、鉄筋で建てた方が木造より高いわけですから、それに伴って評価額も高くなる。評価額に対しての税額ですから必然的に税額も高くなっていくという状況です。ただ、それはそういう制度になっていますので、やむを得ないということです。

それから、国民健康保険については、単にお持ちになっている資産税の税額に対してかけなさいということですので、先ほどおっしゃられた、平米で区分するというのは難しいということになるかと思います。

清水会長：

方向性はきょうは無理かと思うのですけれども、決めないと先に進みませんか。

事務局：

4方式の中でどれでというお話でなくて結構なんです。先ほど想定パターンということで、こんな形ですと大体3億円ぐらいの増収が見込まれるという例でお話しさせていただきました。この中で、ではこの例示でやった場合、先ほどお示したような減額、軽減を

行った想定の1人世帯から8人世帯の中で、では保険料がどのくらいになるのかというのを試算してみたいと思うのです。先ほどの表に、新たに設定した保険料率との見比べができるような形で次回お示ししたいと考えているところです。ですから、幾つかのパターンを決めていただければ、それに合わせた形で試算してみますので、できれば幾つかのパターンで絞っていただければありがたいです。

清水会長：

それでは、想定パターンの1から8の間、幾つかを決めていただいて、それについて先ほどの一覧表がありましたので、これにのっとして表をつくってくださるということですが。

石田委員：

限度額に関してはつくらないのですか。入れないわけですか。

事務局：

22年度に限度額の改定が予定されています。現行が44万円で、それに対して今度、引き上げが50万円という数字で国が公表していますので、そうすると6万円の差が出るという状況もあります。保険料率を上げるときに所得割を仮に上げるという場合には、全員の方にかかってしまう。率としては同じ1%であっても、全員の方に当然かかるわけですが、限度額を引き上げることによってその1%を幾らかでも抑えられれば中間層の方の軽減ができるということもありますので、限度額もあわせて改定を検討いただければと考えています。

石田委員：

このパターンには検討は入っていないのではないですか。

事務局：

設定の中ではないのですが、先ほど言いました限度額を仮に3万円上げたとすれば1,600万円が見込まれますので、その1,600万円が均等割率でどの程度の、0.幾つかになるかと思えますけれども、多少の減額はできるのかなというふうにも使えるわけですね。ですから、まず限度額を上げるか上げないかを決めていただいて、それで……。

清水会長：

限度額にしても、もう少し検討をさせてほしい。限度額を上げるか上げないかということについてもう少し時間をかけて検討しないといけないかなと思います。

石田委員：

限度額を上げた場合のパターンもつくっておかないとわからないですね。上げない場

合と上げた場合のパターンがわからないと。

清水会長：

ここでは、限度額はもう少し検討した方がいいような気がします。

事務局：

8つのパターンをお示ししています。ここで3億幾らかの見込みを立てているところです。限度額を仮に3万円上げたとなれば1,600万円。これを国が言う、新たな50万円に設定すれば、この場合であれば3,200万円程度が先ほどの8パターンにプラスされるというイメージで見ただけであればよろしいかと思えます。

清水会長：

なるほどね。どうでしょうか、限度額について村田（秀）委員、いかがですか。

村田（秀）委員：

資産割の廃止の方向で行くのであれば、公平性の観点からも限度額を上げてもしようがないのかなという気がするのですが、でも資産割を急にゼロにするというのはかなり負担もふえると思うので、とりあえず段階的に、このパターンには入っていないのですけれども、下げていただく方向で限度額は50万円でもいいと思えます。

平山委員：

限度額は、ほかの市は大体47万円ぐらいが多いのに、西東京市に関しては今44万円ですよね。ですから、これを来年度50万円に見直さなくてはいけないとか、そういうことであれば、来年、再来年、50万円に上げるのであれば、もう50万円に限度額を上げて、そういうものを加味しながら村田（秀）委員が言ったように、資産割を少し5%ぐらい下げてもらって10%程度にして、あと足りない分はどこかにのせるというような形をすればいいのではないかと私は思いますけれども。

村田（馨）委員：

私は細かいことはよくわからないのですが、増税するのだから、それを決める三役、特別職の給与をまず削減した方がいい。こういう機会に、そういうことをきちんと要求しておいた方がいいと思う。それが基本的な考え方です。上げるについては、足りないということではしょうがないですから上げざるを得ないのですけれども、一番公平なのはどれかというのを、市の方はよくわかると思うのでやっていただきたいと思えます。資産割は廃止すると大分違うのですか。

清水会長：

資産割額 0%で計算していただいていると、大分違う。1 億 2,000 万円でしたかね。

平山委員：

約 1 億 3,000 万円ですね。

村田（磐）委員：

金額はわかるのですが、個々ではどうなんですか。

事務局：

それは、お持ちの方の資産状況にもよりますので、それで本当に資産のある方ですと、ある程度、現在の 44 万円の限度額に達している方も想定できます。ですから、そこで資産割を 5%下げたとしても逆に影響が出ない方も当然出てきますので、個々の方で出すというのは計算してみないと。

村田（磐）委員：

大分安くなるということですか。資産割をやめた場合、今 46 万円を払っている人はもっと大分安くなるということですか。

事務局：

資産割でちょうど 44 万円ぐらいの方を想定したときに、資産割だけを下げれば当然その分は安くなりますけれども、今度御検討いただくのは、資産割を下げるということは、先ほどの 3 億円から 4 億円の増収を見ていただきたいとお願いしていますので、そうすると、1 億 3,000 万円をなくすとなれば、それをほかの賦課に上乘せしない限り回収できなくなってしまいますので、そのバランスですね。資産割の中で先ほど私が申し上げたのは、いろいろな資産をお持ちの方もいらっしゃいます。ただ、先ほど申し上げましたように、サラリーマン時代にローンを組んで持ち家を持って、退職後ローンはなくなったけれども固定資産税を払い、国民健康保険料の中でも算定に入っているというような方もいらっしゃいます。ですから、そういう方の軽減という意味で考えれば、資産割を下げてあげれば軽減ができるのかなと。

村田（磐）委員：

結局、下げれば、どこかで上げなければいけないと。

事務局：

そうです。ですから、公平な形で皆さんに負担いただけるのは、どの区分をどのようにというのを御検討いただきたいということです。

清水会長：

前川委員は、どうですか。限度額を上げるか、このままにするかということで皆さんの御意見を伺いたいのですが。

前川委員：

個人的には限度額は上げる方向の方がいいのではないかと考えていますけれども。

ついでに、資料 1 のところの均等割は 2 万円と書いてあって、資料 4 のところの均等割が 1 万 4,700 円なのですが、これはどういうことですか。

事務局：

平成 20 年度に、今までの医療分の賦課を 2 つに分けたということですので金額が違います。

横山委員：

私も、限度額は 50 万円がいいと思います。

吉岡（政）委員：

何しろ 6 億 6,000 万円不足、それで 3 億 3,000 万円を保険料で賄うという考え方でいきますと、資産割を減らしていくという考えでいけば、8 で、限度額を上げてやる以外はないのではないかと思います。

植松委員：

想定値でいえば限度額を上げて資産割額を 5% ぐらいダウンさせてというような段階的な方向ではないかなと思います。

石田委員：

皆さん、限度額を上げろ上げろと言いますが、上げたところで 3,200 万円というのは大した金ではないですよ。上げないよりはいいですけども。1,600 万円で、50 万円にすると 3,200 万円ですよ。これは 3 億円と比べてみれば大した額ではないし、これは主にほとんど高額所得者が払うのですよね。だから、上げるのに反対はしませんけれども、それだけでは絶対無理だと思うので、応益部分の 1 万円上げるというのが非常に平等ではないかなと思います。

清水会長：

パターン 1 ね。

石田委員：

これ以外には、どこをとっても結構不公平になるのではないかと思います。

前川委員：

パターン1は資産割をゼロにした場合ですよね。だから、限度額を50万円に上げて、資産割を0.5%下げれば、それはちゃらになるわけですよね。

清水会長：

先ほど、ほとんどの方が資産割額を一挙にゼロにするのはと。

石田委員：

一挙にするのは反対ですけどもね。今まで払っていたものがゼロになるということは、段階的に下げて、いずれゼロにしていこうと。

澤田委員：

御検討いただくのであれば、私は8かなと思うのですが。

土方委員：

私も限度額を上げることはいいのだろうなと思います。それから、想定パターンでは8の段階的に資産割を下げるということですね。

清水会長：

ということでございます。事務局、いいでしょうか。その辺で表をつくってください。

事務局：

ありがとうございます。皆さんの御意見をまとめさせていただきますと、段階的に資産割を引き下げる方向で検討させていただけると。

清水会長：

それで、3億3,000万円ぐらいになる。

事務局：

限度額の設定ですけども、22年度の改定を入れると50万円に引き上がるという状況です。それで、6万円の差なのですが、20年度に改定されて、それを今採用している市もあります。ですからここで一気に6万円の引き上げにいくのか、もしくは、間である20年度の47万円を採用するのか。金額にすると1,600万円ほどの違いは出てきますけれども、そこら辺の設定をどのように。

清水会長：

前年度に限度額を上げたから、上げない方がいいのではないかとこのところでは上げなかったんですね。そういういきさつがありますので、22年度改正予定であれば、もうここで50万円に限度額を想定させていただいていかがでしょうか。そして資産割を減らす。

村田（磐）委員：

徐々にした方がいいのではないですか。

石田委員：

一気に6万円というと、ほとんど高額所得者が負担して、ある意味では平等ではないのですよね。ある意味では、持っている人が払うのは当然なのですが。

清水会長：

それでは、47万円のところでいいでしょうか。

では、そういうことで設定してください。

それでは、まだいろいろあるかと思いますが、次回また継続して審議をさせていただきます。

(2) その他

事務局：

では、今いただいた御意見をもとに、次回、詳細な資料を作成し御提示させていただきたいと思います。

今回の日程を決めていただきたいのですが、我々の事務作業の時間をいただければありがたいのですが、皆さんがお集まりいただける日を設定させていただきたいのですが。

次回日程協議

清水会長：

それでは、次回は1月26日（火曜日）とします。

4. 閉会

清水会長：

長時間ありがとうございました。